

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度（2021年度）第2回豊中市男女共同参画審議会		
開 催 日 時	令和3年9月8日（水）18時～20時		
開 催 場 所	市役所第二庁舎4階南会議室	公開の可否	☒ 可・不可・一部不可
事 務 局	人権政策課	傍聴者数	3人
公開しなかった理由			
出席者	委 員	青竹委員、倉垣委員、須河内委員、須戸委員、中村委員、西尾委員、樋口委員、福井委員、古川委員、槇村委員（会長）、宮前委員、山田委員、山中委員（職務代理者）、山西委員	
	事 務 局	山本人権文化政策監、堀山参事兼人権政策課長、土田主幹（男女共同参画担当）、笹部男女・多文化共生係長、廣田主査、野邊事務職員	
	そ の 他		
議 題	（1）前回審議会の振り返りについて （2）第3次豊中市男女共同参画計画の検討について （3）その他		
審議等の概要 （主な発言要旨）	別紙のとおり		

令和3年度 第2回豊中市男女共同参画審議会 議事録

日時：令和3年（2021年）9月8日（水）18時～20時

場所：WEB会議システム「Zoom」を使用し開催

（事務局：豊中市役所第二庁舎4階南会議室）

【出席委員】

青竹委員、倉垣委員、須河内委員、須戸委員、中村委員、西尾委員、樋口委員、福井委員、古川委員、槇村委員（会長）、宮前委員、山田委員、山中委員（職務代理者）、山西委員

【事務局】

山本人権文化政策監、堀山参事兼人権政策課長、土田主幹（男女共同参画担当）、笹部男女・多文化共生係長、廣田主査、野邊事務職員

【本審議会の開催方法について】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、WEB会議で実施した。

案件1. 前回審議会の振り返りについて

事務局より、資料1に基づいて令和3年度第1回次豊中市男女共同参画審議会振り返りについて説明

（特に意見なし）

会長：それでは、案件2、第3次豊中市男女共同参画計画の検討について、事務局から説明をお願いしたい。

案件2. 第3次豊中市男女共同参画計画の検討について

①計画の位置づけ・考え方等について

②施策の体系案について

事務局より資料2、3に基づいて、第3次豊中市男女共同参画計画の検討について説明

会長：この資料2の5ページ、6ページに基本目標があるが、これの説明はないのか。

事務局：こちらは、この後計画が策定されていく中で、今の計画の施策の展開という、各部局の取り組み内容をもっと詳細に掲載していくページが続く形になる。それぞれの基本目標のリード文として、この文言を掲載しようと考えている。その文言の書きぶりについても、この審議会でご意見をいただければと思っている。

会長：4ページに基本目標が1、2、3、4あるが、それを細かく書いたものがこれだということか。これも、検討していいということでもいいか。

それでは、資料2「第3次豊中市男女共同参画計画の位置づけ・考え方について」、ご意見をいただきたい。

委員：資料2の5ページ、基本目標1の4行目に「本市では、固定的な性別役割分担にとらわれない意識は浸透してきているものの、男性では女性より賛成派が多いなど、いまだ十分ではありません」とあるが、文章的に分かりにくかった。「男性では賛成派が女性より多いなど」というところは、固定的な性別分担意識について書いているのだと思うが、この文章に違和感がある。「男性では」の前に「その意識は」と入れて、「女性より男性の賛成派が多いなど」とするほうが、分かりやすい。

会長：少し分かりやすくするようにお願いしたい。女性が多いとか少ないとか、他にも出てきたが、少しわかりづらいと思う。

委員：今のところの続きの文章で、違和感がある。5ページの第2段落目で、「いまだ十分ではありません」の続きのところ、「また、多くの市民は、LGBTをはじめとする性的少数者が生活しやすい社会であるという意識を持っていることから」とあり、この文章も少し分かりづらいと思う。例えば、「LGBTをはじめとする性的少数者は生活しやすい社会であるという意識を持っていることから、市民に性の多様性に対する理解を促すことが重要となっています」とか、ここの文章を変更する必要があると思った。

もう一点、3ページの「SDGsと豊中市の取り組みについて」のところで、一段落目の文章が「本市においては、持続可能な開発目標SDGs（エスディージーズ）に基づいた」とあるが、これは公的な文章で一般的に使われている書き方なのか、どうかと思った。私どもが論文を書く時は「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals）と全部つづりを書いて、その上で、省略して「SDGs」とか、「以下SDGsとする」とか、そんなふうを書く。この持続可能な開発目標とSDGsを並列にするのではなく、SDGsは「Sustainable Development Goals」の略称であり、それを訳すと持続可能な開発目標なので、少し違和感がある。あと、「（エスディージーズ）」とカタカナ書きするのも、私はあまり見慣れていないので、これを公的な文章として出すのはどうなのか。もう少し一般的な表記の仕方に倣うほうがいいと思った。

会長：文章を整理していただきたい。

委員：5ページの8行目に、「性別による差別が起きないように」とパッと性別と書いているが、LGBTという広いものを範疇に入れた場合、性別だけではない部分があるので、もう少し広い言い方にするほうがいい。人権侵害が狭められてしまうと問題なので、性別という以外に「性に起因する」とか、もう少し表現の仕方があると思う。

委員：今のところは私もどうかと思っている。性別による差別ではなくて、例えば、「性別や性的指向などによる差別が」と、性的指向を入れてはどうか。

委員：5ページの基本目標1の3段落目の1行目で、「性別による差別が」について、性別と性指向

というお話があったが、SOGIを考えると、「性別、性自認、性指向」と入れたほうがグローバルな認識としてはいいのではないか。だが、そこまで入れるかどうか、そういう書きぶりにするかどうかは皆さんの議論の上で。

委員：確かにSOGIのことを考えると、性自認も確かに入って来ると思うが、オリンピック憲章の中で、性別や性的指向、国籍に関わる差別はダメだと言っているので、そちらの文章を参考にしてもいいのかと思う。

委員：基本目標2について、4行目に「毎年、数百件のDVに関する相談が寄せられており」とあるが、男女の数や割合といった具体的なものが無い。毎年なので平均、あるいは実際の男女別の件数が必要ではないか。その下の「市民の精神的暴力と社会的暴力に関する認識に男女差があり」という市民は、被害を受けた方ではなく一般の市民ということだと思うが、その認識でどう男女差があったのか、要は、男性はあまりDVが無いと思っているなどが分かりにくいと思った。「さらに」から後ろの文章は、DVを受けた経験のある方が女性では3割、男性では6割が「相談しようとは思わなかった」と具体的に示されていると思うが、上から4行目と6行目は、少し文章を工夫していただけたらと思う。

会長：事務局に伺うが、この「市民の」というのはどちらを指して、書いているのか。暴力を受けたほうか、一般的な市民の認識なのか。

事務局：市民のというのは、一般的な市民の方になる。

委員：男女のどちらがどう認識しているのかが分からないと思った。

会長：男女の認識のところに、数字などもう少し詳しく入れたほうがいいということか。

委員：はい。こちらは恐らく、女性がより性被害を認識しやすいということが言いたい点なのかと思ったが、「認識に差があり」で止まっているので、女性はよく認識しているなど、どちらなのかを明確にしたほうが良いと思う。

委員：今の部分だが、これは去年行われた市民意識調査のDVに関して、市民がどのような行為を暴力として認識しているかという、報告書の102ページにある結果から引用したものだと思う。精神的暴力について、女性のほうがより多く暴力だと認識し、男性のほうが暴力と認識していない、男性のほうがパーセンテージが低い、そこを取っているのだと思う。

会長：ここの内容に数字まで入れるのか、具体化するのかとか、その辺はもう少し後で議論したい。

委員：これは多分、資料2、資料3にも関わると思うが、豊中の基本目標1は意識改革が出ている。特に資料3を見ると明らかだが、実際に参画の拡大というのは4番の「あらゆる分野での女性の活

躍を推進する」に入っている。ただ、国の第5次の男女共同参画の基本計画を見ると、結構、参画の拡大が前面に出ていて、意識のことは大事だと思うがさほど触れられていない。そう思うと、豊中は長丁場で、意識を醸成しながら、実際の参画は少し後のほうの計画にもっていつているのかなと見えてしまう。その辺りはどうなのか。

先ほど、順番について説明されていたが、実際にやっていかないといけないのは意識の改革と同時に参画をどんどん増やしていくという両輪だと思う。この計画では、実際の女性の割合を増やしていくということは、ちょっと後手に回っていると見えてしまう。事務局の意見を伺いたい。

会長：私もそう見えてしまう。どういう位置づけでこの計画を押し出すのかということにも関わる。先ほど、順番もという事務局からの説明があったので、それも含めて事務局からの回答をお願いします。

事務局：順番については、豊中市としてはまず、人権の尊重という理念があって、それが浸透して参画の拡大があるので、今回も第2次の計画同様に人権の尊重と意識を基本目標に持ってきたが、確かにご指摘の通り、国は女性の参画拡大に力を入れている。やはり日本は政治や経済分野でのジェンダー指数等でも、参画が遅れているということで力点を置いていると思う。順番については、そこを意識して、先生方のご意見を参考にさせていただき、今後、検討していきたいということ。参画について重要だということは十分認識している。

委員：今の順番にも関わってくるが、本来は基本目標1が1番に来て、基本目標4が2番目に来るほうがきれいなのかなと思う。「あらゆる分野での女性の活躍を推進する」それが男女共同参画という意味ではぴったりなので。でももし、余程の意図があるのであれば、今の基本目標2、3の並びになるかなと思う。

それと関係があるが、現状の6ページの基本目標4「あらゆる分野での女性の活躍を推進する」のいちばん最後の段落に、「なお、本市では、基本目標4を女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、第6条第2項に基づく市町村推進計画(女性活躍推進計画)として位置づけます」とある。結構、ここは大事なことだが、最後にさらっと2行書いている。本市の大事なものとして位置づけるのであれば、基本目標の文頭に持って来て、「男女共同参画社会を実現していくためには」とか、今ある第1段落目が第2段落目に来るような、そんな書き方のほうがいいと思った。例えば、最後の段落を一番上に持って来るのであれば、「位置づけます」ではなく、「位置づけています」と書いて、それから書いていく。何を豊中市が強調したいのかによると思うが。

会長：5ページの基本目標2の「あらゆる暴力を根絶する」のところでも、いちばん下の3行の「なお」書きで、「DV対策基本計画として位置づけます」とある。それも併せて検討していただくということでもよろしく願います。

委員：6ページの基本目標3の9行目に「特に、ひとり親世帯や高齢者、障害者、外国人」と書いてある。私はTIFAという外国人支援グループで活動しているが、外国人がやはり一番厳しいと思う。例えば、夫のDVで赤ちゃんを抱えてはだして逃げて来たとか、交通事故があっても交渉が

できないとか、もちろん言葉も出来ないし、医療的な手続きや加害者との話し合いもなかなかできない。学校のプリントに何が書いてあるかも分からない。タイ、ベトナム、ネパールの方たちだが、全然子どもに教えられない。子どもも家では母国語を話しているために学校の話が理解しにくい。ひとり親も高齢者も大変だが、やはり、外国人がいちばん厳しい状況にある。でも、支援を受けていない現状がある。情報もなかなか得られない。そんな中で、DVにあったり、仕事も解雇になったりということがある。単に同じレベルじゃなく、今、いちばん厳しい状況に置かれているのは外国人だという表現や認識が要るのではないか。

事務局：「特に、ひとり親世帯や高齢者」と並べているが、この並びで特に外国人の方はという表記は、過剰な文章になるのではないかと思う。確かに、外国人施策も我々の課で担当しているので状況は分かっているが、今後5年、10年というスパンでこの文章を見ていったときに、現状だけではなく、これまでの状況を見て、この文章でお願いできればと思う。

委員：ただ、市に相談に行かれる方は一部で、多くの人たちはその相談にさえ行けないというのが現状である。

会長：詳しい施策などは、またその時に話していただければと思う。

委員：先ほどの基本目標の順番について、1が理念的なので、理念がいちばん最初に出るというのは、それはそれでいいと思う。基本目標4をその次に持ってくるというご意見には賛成。その理念を形にするための具体施策を次に見せたほうがいいと思う。

この目標の文章の書き方は、資料3にある施策の方向とあまり整合していないように思う。例えば、基本目標4は、資料3の2ページでは、基本課題1、2、3ととても具体的で、施策の方向も非常に具体的に書かれているので、これを表すような文章にしたほうが分かりやすいのではないか。

会長：私もそれについて同じことを考えていた。6ページの基本目標3で「すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する」とあるが、今、国のいろいろな政策でも言われているのが、災害に対してのリスクをどういうふうにしていくかということで、この資料3の4のところにも「防災・災害対策における男女共同参画の推進」と書いてある。今年も豪雨があったり、気候変動でいろいろなリスクがある。SDGsも書いてあるが、非常に大きな項目として、防災、災害というのが入らなければならないが、この6ページのところにはそういう文言が全く無い。これは大きな柱なので入れていただきたい。

委員：先ほど、外国人のことを言われたが、「ひとり親世帯や高齢者、障害者、外国人」のところに、細かいが「など」を入れてほしい。資料3では多様な困難が出てくるが、それだけに収めずに手助けの必要な人にはいろいろな支援ができるようにという意味合いで。

委員：基本目標4をもう少し前面にというのは私も賛成だが、その書きぶりには疑問がある。2段落目で、本市では依然として女性の労働力率が大阪府や全国と比べて低く、非正規が多いと書かれ

ている。そのこととワーク・ライフ・バランスを取るのが企業側としても難しいということを受けて、さまざまな分野で活躍させるとなると、いわゆる従来ある男性の働き方に、自由に働いていた方々が正規の方に合わせるということを意図しているように読める。どちらかといえば、そのワーク・ライフ・バランスを重視した形で、それぞれの希望に合わせることに特に必要ではないのか。非正規雇用の方が、実は正規になりたいがなれないというよりは、自分で選択して非正規になっている場合も少なからずあるのではないかと思っている。非正規の人が多い状況を踏まえというような書き方ではなく、資料3の政策等に関わるどころへの女性参画の拡大の辺りも文章に入れる形で、この基本目標を構成していただければと思う。

会長：全体的に少し緻密じゃない、ざっくりとした書き方になっているので、その辺りをもう少し精査して書いていただきたい。

委員：誤記かなと思うが、6ページの基本目標4の真ん中辺の右端に「男女ともワーク・ライフ・バランスを実現したくても」とあるが、これは「とも」ではなく「ども」でいいのか。

事務局：「男女とも」が正しい。修正する。

委員：基本目標3の4行目に「国及び大阪府より」と書いていて、基本目標4の6行目には「大阪府及び全国と」と書いているので、この辺りも統一したほうがいい。大阪府と国がそれぞれ強調することが違うのでうれは別だが、何かあるのか。

事務局：特に、意図があって並び方を変えているわけではない。並びについては、同じように並ぶように改善したい。

委員：私も他の委員さんと同じで、順番で、豊中市が何を大切にしているかが分かるのではないかなと思う。先ほどの基本目標4を2番目に持って来るとか、細かい内容の資料3の基本課題の順番等についても精査する必要があると思う。

委員：先ほどの基本目標3で、会長がおっしゃった新型コロナウイルス感染症について去年、今年の分は書いてあるが、このところ気象変動が強くなって、大雨警報などが出るのが結構あるので、災害時の避難場所での女性の役割とか、女性の視点での施設とか、そういうことを書くほうがいい。

あと、基本目標の順番は、個人的には基本目標1、その次が基本目標4「あらゆる分野で女性の活躍を推進する」を2番目にして、3番目に今の基本目標3「すべての人がいきいきと安心して暮らせる環境を整備する」、基本目標4に今の2番目の「あらゆる暴力を根絶する」、こういう順番で並べ替えてはどうか。

会長：順番については、いろいろご意見をいただいたので、後またで検討をさせていただく。1、4という順番が多かったように思う。とにかく、豊中市らしい何を打ち出していくのかがはっきり分かる形になればいい。

委員：基本目標については、あまりいっぱい羅列すると、どれが優先なんだとなって、難しいところだと思う。

基本目標3で「すべての人がいきいきと」と書いてあるのであれば、子どもの目線も書いていただきたかった。仕事で指導をしている時に、最初に怒りは連鎖するとお伝えする。今、コロナ禍の中で、ひとり親の家庭、高齢者の家庭、障害者の家庭があつて、そこに大人が居て、家族があると、いちばん最初に矛先が向くのが子ども。全国的に虐待が増えたというニュースを聞かれていると思うが、男女共同参画の中で、子どもがどの位置づけになるのか理解できていないが、「すべての人が」とここに書くのであれば、今、虐待を受けている子どもたちのことも入るのかなと思った。

会長：暴力ということ言えば、基本目標2に入るのかも知れないが、それも検討させていただきたい。

委員：今、「すべての」ということで、男女だけではないという議論があつたが、LGBT、性的マイノリティーの方とか、外国人の問題、高齢者の問題、子どもの問題もあるということで、男女だけではないという、「すべての」というところをもう少し強調してもいいと思った。

会長：それをどんなふうに男女計画に書いていくか、知恵を絞ればと思う。

資料2についての討議は終わらせていただき、資料3「②施策の体系案」についての意見交換に入りたい。

委員：私は立場上、ワーク・ライフ・バランスについて意見を申し上げたい。前段でも基本目標のことでいろいろご意見が出ていて、それは順番のことも含めて、各委員さんがおっしゃった通りかと思う。

個別の話になった時に、このワーク・ライフ・バランスという考え方をどう捉えるかということだが、ワーク・ライフ・バランスは言葉通りで、究極的には仕事に偏っているところのシフトの問題に論点があると考えている。例えば、現状の男性の働き方というのは非常にワークに偏っている。それをもっとライフにシフトすることによって、平準化されるという側面と、女性が働きたいと思っても、男性のせいという部分があるかも知れないが、なかなか思ったような仕事ができない、女性がワークのほうにシフトしていかないといけないという両面がある。それを、バランスをとってやりなさいということになる。それはその通りで、バランスをとってやっていかないといけないのだが、私自身は、大きな話になるかも知れないが、少なくとも日本に関して言うと、経済の先行きというのはあまり楽観視できないと思っている。そういう状況の中で、各企業は利益を出していないといけないということで非常に苦勞されているし、なかなか思ったようにいかない。コロナという特殊状況はあるが、コロナがなかったとしても、その状況は大きく変わっていない。その中で、男性のほうは今、主に仕事中心でやっている。それをもっともっと厳しくやっていかないといけない状況に追い込まれるというベースが片方にある。そもそもライフのほうにシフトしたくない人はいないと思うが、物理的にできるのかという問題があると思う。そこに全く触れないで、バランスをとるとか、あるいは仕事のあり方がどうかと考えるのは、やはり、絵に描いた餅ではないか

と思ってしまう。では、どんな答があるのかというと、我われは現実には仕事をしながら、その答は持っていないわけだが、その問題意識が何らかの形で表現されないといけないと思っている。だから、ある意味、理想論的な書き方だけで、具体策がない形ではこの目標自身も大きな力を持っていないのではないか、そういう気がしている。

委員：確かにワーク・ライフ・バランスは非常に概念的であり、必要性を言われつつも、豊中市としてどうするというのが具体的に見えにくい。簡略に促進や、推進と書かれているがどうするのかというところが非常に分かりにくい。

このコロナ禍でリモートワークなどは非常に 10 年くらい急に進んだのではないかと考えているが、リモートワークの促進などを何らかの形で、豊中市の助成など、何か政策的で出せないのかと思う。検討するという目標でもいいかも知れない。例えば、ひとり親についてのお話があったが、家庭でなら働けるという方のサポートにもなると思うので、より具体化したものになるのではないかと考えた。

質問になるが、1 番の人権のところ、上から 2 段目の「人権としての性の尊重」の施策に「性に関する学習機会の充実」があり、右側の基本課題の府計画にも「性に関する適切な知識の普及の推進」があるが、具体的にどのようなこと想定して書かれているのか。

事務局：「性に関する学習機会の充実」は、小学校、中学校の教育委員会にも関わることだと思うが、実際に中学校などでも性教育について、外部の講師を招いて授業を受けていただいている。そういった機会を設ける、またはそういった機会を支援していくということのことを想定している。

委員：そうすると、この府の計画も、左に書かれている豊中市の施策の方向も、従来のいわゆる男女の違いを教えるところから始まる性教育、生殖機能が違うといった話のところをより充実させるために、外部からの産婦人科医などの派遣を依頼して、そこを市としてサポートするという内容だということか。

事務局：派遣については、例えば、医師会の先生に来ていただいたり、民間で人形を使って授業に取り組んでいる方もおられるので、そういった学習機会の充実を指している。

委員：非常に大事な点だと思っているので、ぜひ、進めていただきたいと思う。先ほど、中学と言われたが、どうしても、今、言ったような意味での性教育というのは中学以降が一般的である。小学校の時は、初潮があるので女の子だけ教育する。先ほど出て来た性的マイノリティーの話などは、今は小学校の低学年から教育課程に入っていて教えられているということを考慮すると、若干、その中で混乱があるかも知れないが、従来の性教育を柱の中に入れていただくというのは非常に大事なことだと思う。

事務局：私どもで、男女平等啓発の教育冊子として「To you」という冊子を作成し、小学 4 年生と中学 1 年生に配布している。3 年間使っていただくということで配布しているが、その中でも性的マイノリティーの啓発につながるような内容も取り上げている。

委員：今後の書き方についての提案がある。先ほどから、ではこれに対して具体的な取り組みはどういうものがあるのかという確認があるが、例えば、今は、基本目標があって、基本課題があって、次に施策の方向が黒いドットで書かれているが、他市によっては、ここも全部一つひとつの項目にしている。例えば、一つ目の「人権意識の高揚をめざす啓発の推進」は、これは一つの項目だが、二つ目は「性と生殖に関する互いの意思の尊重」「性に関する学習機会の充実」と並んでいる。これは全部に線を引いて、項目のようにして、次の列にそれぞれ一つずつ具体的にこんなことをやっていくということを2行くらいの文章で書くとか、そういうふうにすると、その都度、確認しなくても、具体的にこういうことをしていくと書かれていれば、非常にビジュアルだし、明確に方向性が見えてくると思う。要は、この項目に関してはこういうことをやっていくという、具体的な取り組みとして明記することを考えておられるのか、どうか。

事務局：現在の第2次計画のほうでは、施策の展開というところで、まず基本目標をお示しして、施策の方向をお示しして、その後に主な取り組みとして、例えば、「人権意識の育み」では、「あらゆる人の人権を尊重する意識を育む啓発や情報提供を行う」などとしている。あと、実際に担当する主な所管課や実施課がどこかというのを現状ではお示ししている。この資料3の一覧表の中に落とし込むことに関しては、今後、他市さんも参考にしながら、市民さんにとって分かりやすいということも含めて、検討していきたい。

委員：基本目標3の「3生涯を通じた健康支援」の施策の方向で、「女性の健康対策の推進」とあるが、「女性の」と女性に限定しているというのはなぜか。

事務局：よく言われているのが、男性は女性に比べて就労されている方が多いということで、勤務先等で健康診断を受ける機会などが保障されている。女性は統計的にも出ていたと思うが、やはり、健診の受診率などが低いので、このような形で書かせていただいている。今、市町村でも当然、男性も女性も健診を受診するように担当課が推進はしているが。

委員：いわゆる健康診断をとということなのか。

事務局：健康診断以外に、女性は男性と違って、女性特有の妊婦健診とか、子宮がんや乳がんなどがあるので、そういったことも含めて、「女性の健康対策の推進」ということで書かせていただいている。

委員：施策の内容で全体的な疑問がある。私は社労士なので、社労士の宣伝になると良くないが、今、高校の授業で労働法を取り入れようということで、国から依頼を受けて、社労士会が出前講座を受けるなど、そういう流れになってきている。今、施策の全体的な流れを見せさせていただくと、教育、研修と書いているが、何を教育、研修するのか。例えば、ハラスメント防止が必要だというのは分かるが、ワーク・ライフ・バランスのワークをするに当たって、まず労働法について高校や大学から注文を受けているようだ。そういう労働とは何かということも、今までは教えて来られなか

った。例えば、解雇というのは本当に難しいが、そういったことは知らない人は知らないから、事業主がそのまま解雇してしまうという現状がある。就業規則なども本当は周知しないといけないということも、我われは専門家なので知っているが、労働者が本当は知っておかないといけないことを事業主さんが隠していたりということがある。それは、我われはそれを指導していくのだが、やはり、ブラック企業だったり、そういうところに勤めざるを得ない人は、なかなか貧困のところから上がって来られない。そういった教育を公共機関でされていれば、非常に不利な契約をしなくて済むのかなと思う。例えば、試用期間という言葉があるが、試用期間は2週間経ったら、本当はクビにできない。それなのに平気で試用期間3カ月と、ハローワークでも載っている。試用期間3カ月がきたら、あなたは合わないからと言われて、労働者さんも納得してしまう、本当はNOと言えるのに。こういうような教育をどこでされるのか。そういうことを知らないでワーク・ライフ・バランスというものが実現可能なのかなと思った。これは、ここで施策することかどうかは分からないが、教育とはどういう教育か、やはり、労働法は学ばないといけないと感じた。

会長：生徒や学生など、社会人になる前にそういう勉強をする機会があったほうが良いということ、社会人に対して研修するという両方があると思う。また、検討いただければと思う。

委員：前の議論に戻るが、基本目標1の2の「人権としての性の尊重」のところで、府の計画に対してのご質問が出ていたと思うが、ちょっと今、ネットで調べてみると、「お互い、相手の体、自分の体について正しい理解を深める」というのと、「適切な態度や行動の選択ができるよう、発達段階に応じた性に関する指導を実施します」と大阪府では書いてある。それについて、体のことについて医師から学ぶだけではなく、例えば、パーソナルスペース、これは性暴力と関係してくるが、自分の体についてOKのスペースとOKじゃないということも性と関係する。それと、本当に適切に行動選択ができるとなると、性的なコミュニケーションで中学生くらいになると本当にいやな時はNOと言うとか、良いコミュニケーションというのはどういうものなのかとか、これはデートDVや性暴力にも関係してくる。大阪府ではそこまで突っ込んで言っていないが、豊中では言ってもいいではないか。それを考えていただけたらと思う。

先ほど、委員から企業というのは利益を出さないといけない、物理的にワーク・ライフ・バランスは可能なのかというお話があった。その後に出たご意見ではリモートワークは10年くらいの勢いで実現されてきたとのこと。このリモートワークという方向性がワーク・ライフ・バランスにとって、プラスなのかどうなのか。例えば、夜間までリモートワークをしているとか、それは働き方によってなのか、リモートワークがワーク・ライフ・バランスにポジティブな影響を及ぼしているのかについて質問したい。その辺は企業の中で分析などは出ているのか。

委員：今のご質問だが、オンラインやリモートワークがどういう影響も持つかということは、今ここにきて日本場合は盛んになってきているが、今はデータが積み重なっていつている途中なので、それをデータの的に分析したものは当然ない。ただ、我われが現場で実際に見ていると、やはり、プラスマイナス相半ばする。私は先ほど利益ということを書いてしまったが、仮に利益という言葉で象徴的に言うと、プラスの部分もたくさんあると思う。いわゆる経費削減になる部分は間違いなく利益で言うところプラスになる。しかし、いわゆる顔を見て話ができない、商談ができないというところは大きな

マイナスだと思う。その集計が最終的にどうかは、実際にこれからどうなっていくかということだと思う。

事務局：今の話は国のほうでもいろいろな評価が出ている。例えば、働いている方については、実際にどんな仕事をしていて、評価はどうしていくのかなど、新たな問題が出てきている。東京圏など1時間以上かけて通勤される方が、それが軽減されるということがあるものの、一方で、先ほど言われたように何時まで業務をしているのかが分からないということが出ている。それと、フリーランスの方などでは、請負、成果主義ということで、現場に行って時間と場所を共有しなくても済むということでは雇用の機会が増えている。例えば、障害者の雇用が一步進むのではないかという話もある。今のところは一長一短かも知れないが、時間軸で評価は出てくると思う。豊中市だけでそのデータを集めることは出来ないが、国の男女審や大阪府など、広域行政の資料などを参考に分析していけたらと思う。

会長：リモートワークについては道半ばだが、リモートワーク以外のところで新しい動きもある。先進国と比べて、日本は生産性が非常に低いということがある。では、どういうふうにしたら、自分らしく生きながら生産性を上げていけるのか、リモートワーク以外にもっといろんなことが考えられる。これはあまりにも大きな課題だが、日本の大きな社会的課題ではある。

委員：先ほど、委員が言われた2番目の「人権としての性の尊重」のところに性的同意のニュアンスを入れ込むというのはすごく大事である。特に若い世代に対しての性教育も含めた広い意味での性教育で、DVや性暴力を無くすために大事だと思うので、是非、府よりももっと先進的なことを書いてもらいたい。これは希望。

もう一点は、4番の「あらゆる分野での女性の活躍を推進する」ところで、1の参画の拡大のところに、地域における参画の拡大が入っていない。地域において女性の参画を拡大するというのは、その前の防災のところともリンクしており、これは国の第5次でも設けられているので、ここに入れておかないといけないと思う。

会長：おっしゃる通りだ。豊中市はいろいろなところで、地域力とか、市民力とか書いているのでは。法律によらないところ、具体的には地域の中でこそ、なかなか難しいところがたくさんあるのではないかな。

委員：性教育の話があったが、今は包括的性教育という考え方があって、近年、ユネスコが「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」という文章を公開している。日本でも日本語訳が出たところ。性教育の考え方はいろいろあるし、日本の文科省の考え方もあり、豊中市がどう考えるかということもあるが、一方では、そういう「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」というものがあって、包括的性教育を非常に若年から始めていくという考え方もある。ここで一応、紹介だけさせていただく。

委員：先ほど、委員がおっしゃっていた外国人の方の相談の件数が少ないということについて、私の実体験になるが、豊中の商工会議所さんで雇用調整助成金の相談窓口を設けていて、その時期に私は

雇用調整助成金のご相談に乗っていた。これはこの締め切りまでに次の申請をしないとこの期間の休業手当が全部下りないという結構、厳しい締め切りがある。インドネシア辺りの方が来られて、ハローワークや労働局に行っても、きちんと教えてくれない。ここでようやく安心したと言っていた。別に自慢ではない。それで、「今度はこの資料が要りますから、4月30日まで提出しないとけないので、来週も再来週も社労士が来ているので、それまでに必ず来てください」と言ったのに、4月30日に来られた。私が居るから。私じゃないと相談できないと言って来られて、急いで、その足で提出していただいたということがあった。さっき委員さんがおっしゃったように、どこに行ってもアカンとなっても、この人だったら相談に乗ってくれると思うと2回続けて来られた。そういう意味でいうと、充実した相談、安心して相談できる体制づくりを重点措置に入れておられるので、それでいいと思う。さっきのご意見の補足として、現実はこのことがあったということを報告させていただいた。

委員：先ほどのリモートワークの件だが、これは業態によると思う。特に一日中パソコンで仕事する業態においては進んでいる。確かに顔は合わせないが、見ようと思えばビデオ会議の実施や、チャットを使う方法はある。相手がパソコンを開いて仕事をしているかはモニターにサインが出るので、今、空いているなど分かる。非常にコミュニケーションツールは発達している。今後、コロナの自粛制限が無くなっても、ある程度、このフレックスになった状況は残る企業が増えて来ると思う。今までは、体調不良や女性の場合は、最近生理休暇をとる女性はいないと思うがそういった場合も、リモートワークの日もあると自由度が増す。今までよりは就業のハードルが下ることが考えられる。これは女性に限られるのではなく男性も、家庭の事情で出られなかった方が社会に出やすくなる。社会とのコミュニケーションもしやすくなると思う。そういったものを市として紹介したり、企業に取材をして、そういうものを取り入れた就職活動のサポートをする部署をつくるなど、何らかの施策は考えられるのではないかな。

もう一点。先ほど、女性の健康の回答でもおっしゃっていたように、HPVワクチンなど、女性ならではのがんを防ぐ手立ての紹介を豊中市のホームページにも載せていただいている。国の接種の積極的推奨はまだされておらず、議論がようやく再開ということではあるが、諸外国のデータなどは既に出ており、学会のホームページにも掲載されている。そういった議論が活発になる中、先行して各自治体で広報されていると思う。そのようなことも踏まえて、女性ならではの健康、特に乳がんも子宮頸がんも早期に見つけることが治療につながるので、力点を置いて、市の政策に入れていただくというのは非常に有益なことかと思う。

委員：委員がおっしゃった女性の健康に関していうと、世界的に今言われているのは生理の貧困で、がんなどの病気のことだけではなく、多くの女性が経験する生理が、貧困な状態だと生理用品が手に入らないというようなことがある。例えば、ニュージーランドなどでは先行して、国が無料で生理用品を配るということがあって、日本でもそういう動きが広がっている。豊中市さんがそこまでお考えになるかということだが、今、いちばんの女性のというと、世界的にはそういうことがある。

それから、外国人のことについては、男女共同参画推進センター「すてっぷ」がある建物の上に、「とよなか国際交流センター」というのがあって、豊中市と緊密な関係で動かれている。このところ話題になっているのが、コロナのワクチンを外国人の方が受けやすいように、国際交流センターが多

言語対応でされたと新聞に書いてあった。それはすごく成果だと思う。そういった成果を踏まえて何か書けるのではないかと思った。

委員：地域包括センターのところで、関係機関、民間団体との協力ということだが、これが豊中の優れたところだと思う。私は小学校の教員をしていたが、私の若いころは子どもが虐待にあっても、地域の人たちが白い目で見ている。あのお母さんはあんなことをするとか、ダメだとか。社会福祉協議会を中心とした活動の中で、私が辞めるころには温かい地域になっていると思った。私はまだ子ども食堂に行っているが、地域の人と話していると、いろいろと地域の子どものことやお母さんを気遣っている。しんどい人を切り離すのではなく、しんどい人に寄り添うという豊中の地域づくりを感じている。役所だけではなく、地域の人たちの力を借りながら、地域の人と一緒に、虐待を受けている子ども、DVを受けている人のことを考えていく。地域の人はその分かるので、その人たちが役所に相談に行ったり、その人たちに声を掛ける。そういう豊中の良さを大事にしながらやっていくことが素敵だと思っている。

会長：今のお話は資料ではどこか。

委員：基本目標2の「4 関係機関との連携・協力」のところ。

会長：ここに地域という言葉を入れるということか。

委員：地域は、私は社会福祉協議会を思い浮かべる。そういうところが一生懸命やっておられるということをもっと宣伝していくというか。

事務局：地域包括ケアは福祉の概念からきているが、そういう意味で、DVの気づきや支援につなげていくところは、地域からの発信に期待しているし、地域の活動団体の方とも連携しながらと考えている。また、基本目標3の3番目の「生涯を通じた健康支援」や4番の「防災・災害」についても、当然、行政だけということではなく、地域の皆さんと一緒にということになる。地域包括を支える校区単位の社会福祉協議会の組織、校区福祉委員会、あるいは公民分館組織、民生委員・児童委員、自治会の方々と一緒に関わるところだと思う。結構、いろいろ関係団体の名称が出てくると、その部分は関わってくるので、いろいろなところに散りばめられるかなと思う。

委員：先ほど、私が話した具体的に取り組みをどの程度、書くのか、書かないのかという、質問に戻ってしまうような話だが、回答では、それぞれの施策の方向に関して明示されていて、それに関わる管轄の課が具体的に書かれるということだったが、今日の話聞いていて思うのは、例えば、先ほどから挙がっている「生涯を通じた健康支援」の女性の健康対策の推進に関して、各委員から、いろいろな方向から、こういう対策が考えられるのではないかという話が出た。例えば、女性の健康対策はということを意味するのかと。それに対して、女性の場合は働いていても非正規だったり、働いていない人も多いので健康診断が男性に比べて少ないとか。HPVワクチンの接種に関しての議論を深めるとか。あと、生理の貧困の問題があると。そういうような現代的な課題やこういうところにこそ

力を注ぐべきだと言えるのは、やはり、審議会だと思う。だからこそ、こういう取り組みを具体的にやっていかなければならないのではないかと提案して、それを明記できるのもこの審議会だと思う。だから、やはり、何か具体的な方向などを明記するような形で、それぞれの課が動いてくれるように促す。そういうような書き方が非常に大事だと思う。そういうことをしないと、今日、せっかくいい議論が出たのに、また思い出さなければならぬとか、または忘れてしまうということになるので、その辺はどんな感じなのか。

事務局：審議会が出た意見等については、今後、実際、施策の担当課に行って、ヒアリングをする。当然、これまでの振り返りや課題も担当課が認識しており、今後、どのように施策を進めていくかについてヒアリングを行うが、その中で、今回審議会でもいただいたご意見についても、当然、こちらのほうから報告、相談をさせていただく。審議会が出た意見をどのように施策に反映していくかについて、施策によっては指標も計画に出てくる。指標になり得るものもあると思うので、そういった形で計画に反映させていければと思っている。

具体的に書いて、忘れないようにということについては、先ほどもご意見をいただいたように、計画の中で何ならかの工夫ができたらと思っている。

会長：大変重要なお意見をいただいた。施策を進める時に、担当課とのやり取りがあると思うが、これがいちばん大変な作業だと思う。今のご意見だと、その時のために、施策の方向のところに説明書きを書いておく、それをどういう形で各担当課がやっていただくかだが、人権政策課と担当課の施策をうまく重ねていければ、すごく進んでいくだろう。あまり長々と書いても読まないと思うし、パッと見てどういうことを言っているのか分かるくらいがいい。抽象的になるかも知れないが、それをどれくらい書くか。基本目標のところで、だいたいご議論いただいたので、あれは文章として出ることなので、ここをきっちり書く。この計画は10年計画だが、各課の施策は予算があつての単年度なので、いろいろ変わっていく。大きな方向を見据えて、各課も動いていただけるようなことをきっちり示すことが大事。言葉で示すとうまく示せない場合もあるので、どういう形がいいか事務局のほうで検討いただきたい。

委員：基本目標2の「あらゆる暴力を根絶する」のDVに関して、この施策の方向も基本課題も大変細かく書かれていて、充実した内容になっていると思う。充実したというのは、DVに関して現代的なテーマもしっかり盛り込まれているということ。例えば、DV対応と児童虐待対応の連携強化は非常に現代的テーマだ。

2の相談体制の充実の中のいちばん最後のところに、「障害者、外国人、高齢者への支援体制の整備・充実」となっている。そのすぐ下、ここからは被害者の法及び自立支援の領域のことを言っていて、「複合的な課題を抱えたDV被害者への対応」というのは、一時保護と自立支援に関して、複合的に課題を抱えた人に対して対応していくということだが、この「複合的」というのは具体的に、その上に書かれているDV被害者であり障害者であるとか、外国人でありDV被害者であるとか、高齢者でありDV被害者であるという複合的課題という理解でいいか。というのは、これは非常にDVの世界では現代的テーマだし、大阪府が2017年にやった大きな調査ではっきり出ている結果だが、そういう理解でいいか。

事務局：そうだ。被害者はご指摘いただいたような背景を抱えている方もいるし、具体的にはご自身が疾病を抱えていて、かつ養育が困難という方もいる。そういった意味での複合的課題がある。つなぐ関係機関も、人権政策課と一箇所の関係機関だけでは解決できず、複数の関係機関との連携による支援が必要なケースを想定している。

委員：大変だと思うが、そこを関係各署と書けるところまで書き込んでいただければと思う。

会長：一つ教えてほしい。豊中市はそんなことは無いかも知れないが、いろいろな自治体に行くと、産婦人科病院がないとか、産院がないとか、そういうところが結構ある。男性の育休が義務化されるが、それはどの辺りに入れるのか。法律だから書かなくてもいいと言えればいいのだが、新しい取り組みや新しい法律があれば書いておいた方がいい。法律が出来ても、それを企業が取り入れるかどうか分からないところがあるので、そういうこともみんなに知ってもらうことも必要ではないか。

委員：さっき委員が言われたところで、「障害者、外国人、高齢者など」と「など」を付けておいてほしい。国の第5次はもう少し複合的な人を挙げているので、それを全部、挙げる必要はないと思うが、やはり「など」を入れていただきたい。

あと、細かいところだが、DVはいちばん始めに通報をするのは警察官であったりするので、その警察官に対しての研修や連携のところはどうなっているのか。国の第5次を見ると、その辺も文言として出てきているので、文言として入れるかどうかは別だが、ちゃんと連携を取ってやってもらえるだろうと思うが、その辺りを聞けたらと思った。

委員：前回、教育現場でも産休の無理解があるというお話があったと思う。もちろん、そういった面はあると思うが、外部から見ていると、教員の世界というのは、代用教員など、かなり古くから代わりの先生が来られるという仕組みが確立されていた職場だと認識している。それに比べて、一般ではなぜ取りにくいのか、その原因は本当に無理解なのかと、非常に疑問に思っている。と言うのも、その人の抱えていた仕事は結局、誰かがやらなくてはいけない。その手当もなく、それは受け入れるべきだと言われる側からすると、それも一種のハラスメントではないかと考えている。もちろん、急病になることは誰しもあるし、妊娠ももちろん全部計画的にはいかない。その点は受け入れざるを得ないので、一致団結してやっていくというところは気持ちの問題や理解の仕方でもあると思う。しかし、1年、1年半と、かなり長期にわたって、ある特定の人にだけ負担がいく、もしくは、それが何人も重なり、慢性的にその職場で積み重なって、誰もそれに対する不満を言っていけないという状況もやはり、ある意味不健康であると思っている。これは民間ではどうするのか、その人の評価を上げるのか、何か見返り的なことを賃金とするのか、分からないが、体力、時間を搾取されている状況は少なからずあるので、不満を述べている人を批判するのではなく、その根源になっているものを議論すべきだと思う。その範になるように、例えば、市において職員が産休を取る時にその周りの手当をどうするかという発信や政策などが、今後、議論されると良いと思った。

会長：これは新しい計画で10年計画だが、男女共同参画は私も何十年もやって来て、一機に進むの

はなかなか難しい。しかし、いろいろ法律も改正されるなど、現実的には少しずつ、少しずつ進んでいると思う。5年で見直しを図るということだが、私自身は、日本自体の人口構成が変わっていくので、ある時に大きな変革が起きるのではないかとずっと思っている。10年先だから、そんなに変わらないかも知れないが、本当は20年、30年くらい先を見る、それくらいの視野を持って、もう少し遠くを見据えて計画の基本方向を考えたほうがいいのではないかと思う。私はどこかで変わる時が来るようにしたいと信じて、今まで何十年もやってきたが、人口構成というのは非常に大きな動きなので変わってくるのではないかと思っている。

2時間という時間だが、豊中市の男女審はものすごく濃密な審議会で、本当にいろいろな指摘をいただいて、これをうまく計画に反映させていただきたいと思っている。

それでは案件2を終わり、その他に入りたい。

案件3. その他

事務局より、次回の会議日程と今回の意見を踏まえて指標を含めた素案を提案する旨を説明
また、議事録とともに審議会資料も公開することへの承諾を確認

(異議なし)

会長：委員の一人がこの度、重職に就かれるということで、退任される。委員にひと言、ごあいさついただきたい。

委員：この審議会は商工会議所の資格で参加させていただき、5、6年やらせていただいた。私事でこの9月をもって商工会議所の会頭を退任させていただくことになった。男女共同参画については新しい期が始まったばかりで、これからというところで何のお役にも立てないまま、今日、申し上げたことも言い放しで去っていくのは本当に心苦しいが、必ず後任に引き継ぎをして、連続した議論をさせていただけるようにしたい。私はこの審議会でたくさんのことを勉強させていただいて、勉強したことはできるだけ実践に持ち込むというポリシーでやってきたが、まだまだ道半ば。皆さんには本当にお世話なり、お礼を申し上げる。今後ともよろしくお願いしたい。

会長：本日はこれで、男女共同参画審議会を閉会する。

閉 会